

令和4年度

第5回 西条市地域公共交通活性化協議会

【 報告事項 】

西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について 1

【 協議事項 】

- 1 西条市地域公共交通網形成計画の変更について 2
- 2 西条市地域公共交通活性化協議会規約の改正について 14
- 3 令和5年度事業計画（案）・収支予算（案）について 15

（資料）

西条市地域公共交通活性化協議会規約

【報告事項】

西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について

令和5年3月3日の人事異動に伴い、西条西警察署交通課長 井上哲也 様が本協議会委員に就任しましたので報告します。就任後の本協議会の委員名簿は以下のとおりです。

令和4年度 西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿

令和5年3月3日 現在

法第6条第2項に規定される構成員	役員	委員			備考
		機関・団体	役職名	氏名	
第1号	会長	西条市	副市長	越智 三義	
		西条市	市民生活部長	曾我部 道昌	
第2号		瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝	
		せとうち周桑バス株式会社	取締役営業部長	鈴木 英樹	
		一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	稲荷 和重	
		愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男	
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志	
		国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	木下 賢祐	
		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	山内 武志	
第3号		西条警察署	交通課長	仲岡 禎和	
		西条西警察署	交通課長	井上 哲也	変更
	副会長	西条市連合自治会	会長	難波江 覚	
		西条市老人クラブ連合会	会長	塩出 博	
		西条市連合婦人会	会長	徳永 米子	
		社会福祉法人 西条市社会福祉協議会	会長	木藤 清	
	監事	西条商工会議所	会頭	星加 隆夫	
	監事	周桑商工会	会長	渡部 英志	
		一般社団法人西条市医師会	事務長	稲井 義隆	
		瀬戸内運輸労働組合	書記長	秋川 剛	
		一般社団法人 西条市観光物産協会	副会長	伊藤 和豊	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	菊池 勝二	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	一色 利彦	
		愛媛県東予地方局 地域産業振興部	地域政策課長	梶村 典久	
アドバイザー		愛媛大学大学院理工学研究科	准教授	倉内 慎也	
		香川高等専門学校建設環境工学科	教授	宮崎 耕輔	
		松山大学法学部法学科	准教授	甲斐 朋香	

【協議事項】

1 西条市地域公共交通網形成計画の変更について

第4回西条市地域公共交通活性化協議会（令和5年2月1日開催）において、計画変更にかかる協議を行った後、2月3日から3月6日までパブリックコメントを実施し、市民の意見聴取を行った結果、13名から17件の意見の提出があった。その後、西条市議会議員全員協議会において、計画の変更（案）についての報告を行った。

（1）主な変更内容

変更内容	変更前	変更後
計画名称	西条市地域公共交通網形成計画	西条市地域公共交通計画
計画期間	令和2年4月～令和7年3月	令和2年4月～令和7年9月
地域間幹線系統 （補助対象路線） の位置づけ （バス路線）		今治～小松 周桑～マイントピア 新居浜～西条 今治～新居浜
地域内フィーダー 系統の位置づけ		バス路線（西之川線・保井野線） 西条地域デマンド型乗合タクシー
評価指標	（対象）主に市内バス路線	（対象）全交通モード
目標値	平成30年度実績を基に設定	令和3年度実績を基に設定

（2）パブリックコメント

西条市地域公共交通網形成計画の変更に係る意見（パブリックコメント）の概要と市の考え方

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	現計画の情報がベースとなっており、ボリュームに対してパフォーマンスが悪い。MaaSなどの新たなモビリティサービスの活用等、時代の転換期となっているため、一部見直しではなく、刷新が必要なタイミングである。	ご意見ありがとうございます。 このたびの計画の変更については、令和2年11月の地域公共交通計画の活性化及び再生に関する法律の改正に合わせる形で、乗合バスの運行費等に対し交付されている国の補助を活用するためには、地域公共交通計画への位置づけが補助

		<p>要件化されたことを受け、補助事業の確実な実施のために変更を行うものであり、現計画をベースに情報の更新及び補助系統路線の記載を行ったものであります。</p> <p>なお、現計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度としており、ご意見のありましたM a a Sを見据えたデジタル技術の活用等についても、次回改定予定年度の令和6年度に検討を行い、計画を改定したいと考えております。</p>
2	<p>計画に実行性がない。いつ何を具体的にどうするのか明示されていない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本計画は、「誰もが安全で快適に移動できる地域社会」を将来像とし、その実現のために目標設定を行い、目標達成のための事業を定めております。その事業スケジュールと進捗状況は、西条市地域公共交通計画(案)(P75～77)に記載させていただいておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
3	<p>今後の具体的な計画→現状の課題→エビデンスの順に構成すべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>計画の構成につきましては、次回改定時に市民のみなさまがより理解しやすい構成となるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
4	<p>高齢化率の視点ではなく、自宅から300メートル以内のバス停等が無い高齢者はどこに集中しているか等の分析をしないとデマンドタクシー等の本当のニーズが把握できない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>高齢者に限らず移動に関する困りごとや移動実態やニーズについては、令和5年度市民アンケートやヒアリング調査等社会調査を実施する予定となっております。</p>

	<p>民間事業者が事業として継続できる施策につながらない。</p>	<p>また、令和5年度には西部地域でのバス路線再編とデマンド型交通等の導入について検討を行う予定となっており、令和4年10月から実証運行を開始している西条地域デマンド型乗合タクシーの運行結果と合わせ、バス路線とデマンド型乗合交通等他の交通モードとの役割分担について、交通事業者等と協議を行っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
5	<p>今後、人口増加が見込まれる玉津地区においてのバス路線廃止後、今後の具体的な対策が示されていない。不便な実証をしておいて利用者が無かったと結論づけられるのではないか。</p> <p>利用したいときに利用できないことから利用者が減少し、さらに減少となる負のスパイラルになっていることを理解する必要がある。</p> <p>何もできないなら負担金を出してバス路線を維持してもらえないのではないか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>計画上では、玉津地区等個別地区に対する対策は示しておりませんが、バスが通らなくなったエリアについてはデマンド型乗合タクシーでカバーする方針としております。</p> <p>玉津地区においては、令和4年9月末にバス路線禎瑞線が廃止され、代替交通として10月から西条地域デマンド型乗合タクシーを導入しており、運行状況については、10月から2月までの間に、のべ利用者数は600人を超え、稼働率実績で7割以上と、稼働は好調であると思われま。</p> <p>利便性が低いため、利用状況が悪くなるといった側面はあると思われまますが、一方、計画の目標として「行政負担の抑制」を掲げており、利用されていない移動サービスについては見直しを行い、費用負担も勘案しながら交通モードや運行内容を検討していく必要があると考えておりますので、ご理解賜ります</p>

		ようお願い申し上げます。
6	バス路線を維持・拡充したときの経費を明示して、その予算で別の対策を取った場合の効果とその効率性を示す必要がある。	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>令和5年度以降にバス路線廃止に伴うバス路線の再編や代替交通モードの検討を行っていく予定としております。</p> <p>バス路線再編や代替交通モードの方針が決まりましたら、現行の経費負担との比較や効果等の計画への記載について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
7	J R 四国側は、経営安定化基金の2031年返済開始を踏まえ、2025年までの自治体との協議を始めたい意向の報道発表があり、順次自治体と協議していく流れの中、J R の方向性聴取のうえ街づくりとしての鉄道将来像を持つておく必要があり、計画書に記載はないが、予讃線の方向性に関するJ R 四国との協議は計画されているか。「J R 四国側と方向性共有」するだけでも、計画として記載したほうがよいと思うが、次期計画改定でも記載のタイミングは悪くない。(P12-14)	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>J R との方向性共有については、目標1(P67)で評価指標を年間利用者数とし、令和3年度より向上させるといった目標設定等を行い、方向性の共有を図っているところであります。</p> <p>また、利用者数が大幅に減少しているローカル鉄道の再構築方針を作成する再構築協議会制度の創設等を目的とし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案が今後国会において審議予定となっていることから、その動向も注視し、J R 四国と情報共有を行い、方向性の共有は図っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
8	西之川線改善策として、伊予西条駅～西之川までは観光路線なので、トリム公園以降の26の停留	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>西之川線については、買物や通院、通学等の日常的な移動手段と</p>

	<p>所を間引いて運行快速化することでロープウェイへの接続を早める。</p> <p>伊予西条駅～トリム公園までの区間の乗降頻度が少ないなら、運行者負担軽減のため定期運行ではなくシーズン運行のみにする。</p> <p>小川交差点経由で11号線を通して加茂川橋に向かう経路を、瀬戸内運輸特急松山―新居浜線のように、伊予西条駅→文化会館前→加茂川橋という経路のほうが観光者向けであり、最短経路なので変更する。</p> <p>西条地域市内循環区間でも、済生会西条病院側から来る乗客数が乗降測定データ取得により少ないのであれば、伊予西条駅発着といった踏み込んだ運行経路見直ししたほうがよい。</p> <p>市内循環線の乗客層は病院と買い物向けの高齢者メイン、伊予西条駅から西之川は観光客のみといった目的意識の高い効率的運行が必要ではないか。</p> <p>(P23、62、68、70、76)</p>	<p>して、また石鎚登山等観光のための観光路線として位置付けており、山間部と中心市街地を結び、市街地循環を行っているバス路線であります。ご提言の内容については、バス事業者と共有し、生活路線として、また観光路線として利用される方の利便性向上と効率的な運行に向け努めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
9	<p>再編後のバス路線の安定維持のために、東予地方の大型2種免許所有者数（愛媛県全体数・男女数は毎年オープンデータあり）を警察に確認しておいたほうがよい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>公共交通事業者のドライバー数の確保のため、情報収集についても努めていきたいと考えております。</p>
10	<p>丹原地域よりそいたクシーについて、周桑バス(株)の速やかな段階的運行廃止、肅々とよりそいたクシーとする。山間部のデマンド切</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>丹原地域デマンド型乗合タクシーは、同地域でバス路線が運行していることや運行便数が限られて</p>

	<p>り離しと丹原地域平野部の壬生川地域への編入は妥当である。</p> <p>周桑病院行14:30発便は不要である。現時点では登録者も認知数も少ないが、最もニーズが高まるのは団塊世代が80歳台になった時なので、5年後等に利用したい(23.5%)というアンケート結果を常に頭の片隅に入れて準備していく必要がある。(P21-31)</p>	<p>いること等により稼働率が低調な状態となっております。</p> <p>今後、西部地域(東予・丹原・小松)において、地域の移動ニーズに適した交通体系の構築を目的に、運行するバス路線について路線廃止等の再編を行い、丹原地域デマンド型乗合タクシーの再編も含め、デマンド型乗合交通等代替交通の検討を行っていく予定となっておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
11	<p>西条地域よりそいタクシーの登録者増大のための告知施策と運行改善案として、ドコモなどの携帯会社にもポスターを掲示してもらい、個人情報入力のユーザー登録を支援してもらう。</p> <p>若年層・現役世代・子育て世帯向けには西条市LINEによる告知も重要である。</p> <p>今治市実証タウンモビリティのアンバサダーによるフレコミも活用できる。</p> <p>小中高校の地域課題授業で告知して、スマホユーザー向けに先着〇名などAmazonギフトキャンペーンで、子ども経由で祖父母世代や親の登録を取り込む。</p> <p>5～10年後に、医療難民になりかねない団塊世代の高齢者向けには、地域包括協議会ネットワークを活用して、公民館での登録啓発会を実施する。</p> <p>第一便は病院への午前9時着とすべく、午前8時出発にしたほう</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>西条地域デマンド型乗合タクシーについては、令和4年10月から運行を開始しており、10月から2月までの運行状況としては、のべ利用者数は600人を超え、稼働率実績で7割以上と、稼働は好調であると思われま。</p> <p>現在の運行にかかる主なターゲット層としては、免許返納後の高齢者を想定しており、登録状況も70～80歳代が8割以上となっております。</p> <p>今後、利用者等のアンケート調査を実施し、運行内容の改善について、また、将来の利用者層も視野に、登録者拡大に向けて周知啓発案について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>

	<p>がよい。</p> <p>1年間の実証取得データをもとに、西条地域バス循環線を設定し、その重複などを勘案して、エリアを絞れるなら今治市実証「m o b i」も候補となるのではないか。</p> <p>(P 3 2、 6 6、 6 8、 7 5)</p>	
12	<p>西条地域では、高齢者の利用頻度が高いドラックストアコスモス西条店や出店の日が浅いハローズ西条店も、行先認知共有のため、記載ある方がよい。</p> <p>(P 4 3、 4 4)</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>P 4 3、 4 4 の記載は、平成 2 6 年度に実施したアンケート調査結果もとに利用頻度の高いスーパーや病院について記載をしております。</p> <p>本計画については、次回令和 6 年度中に計画を改定する予定となっておりますので、計画改訂に向け新たに実施するアンケート調査等を基に情報の更新を検討したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
13	<p>よりそいタクシーの予約方法としては、M a a S アプリでの予約をメインとし、電話予約をサブとする。団塊世代については電話での予約の方がよい。</p> <p>予約アプリや支払アプリのシステム化、高齢者向けには電話予約や現金払い等も検討し、他の自治体の実証試験（予約アプリ：新居浜市（M O N E T）、支払アプリ：宇和島市（南予デジタル交通チケット Y O D O M a a S、乗り放題プランを併せ持つ今治市タウンモビリティ「m o b i」）結果</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市においても、利用者視点に立った地域公共交通体系の構築を図っていくためには、M a a S（デジタル技術を活用し、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス）を見据えた取組が必要であるとと考えております。</p> <p>一方、システム等の導入には一定の経費負担が発生しますので、費用負担と地域にあったサービスの提供量等を勘案しながら、他市</p>

	<p>を参考に決める。</p> <p>サブスク化及びキャッシュレス決済にすることで、よりそいたクシー含め、その他の公共交通利用での予約決済一本化が可能となる。（P 68、74）</p>	<p>の運行状況も研究しつつ、導入について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
14	<p>すべての施策は10年後のタクシー運転手確保できることを前提にしており、10年後に60代と50代未満のタクシー運転者数を確認しておく必要ある。（P 34、77）</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市のタクシードライバー数については、近年、特にコロナ禍の影響もあり、大幅に減少をしております。目標7公共交通の担い手確保（P 74）においても、ドライバー数の増加を目標に掲げ、今後、ドライバー数の増加に向けて取り組んでいく中で、各種情報収集についても努めていく必要があると考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
15	<p>75歳以上の市民税非課税高齢者へのタクシー利用助成事業は、5～10年先に交付人数の段階的な激増が見込まれるので、早い段階でよりそいたクシーに一本化したほうがよい。（P 39）</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>高齢者タクシー利用助成やバス路線補助等の公共交通関連の負担については、目標6行政負担の抑制（P 73）の観点から、助成サービスと移動サービスを一体的に見直し、適正なサービスに再構築していくこととしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
16	<p>近年、少子高齢化が進む中、高齢者の移動手段は少なくなっている。中でも、バスやタクシーは高齢者が移動する手段として重要な存在だと私たちは考えている。免許を返納</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>近年、人口の急激な減少やドライバー不足の深刻化に伴い、地域交通を担う交通事業者のサービス継続が困難となりつつあります。</p>

<p>した高齢者はスーパーや病院、薬局など生活に欠かせない場所に行くのにバスやタクシーは必要不可欠な交通手段である。しかし、バスやタクシーはお金がかかり、年金生活をしている高齢者にとっては大きな出費である。そこで、西条市在住の高齢者を対象としたうえで、以下のことを提案したい。</p> <p>【提案①】ドライバーボランティア（登録制）</p> <p>求職者や移住者を対象としたタクシードライバーのボランティア登録制度を始めるべきだと思う。西条市も例外ではなく年々減少しているタクシードライバーの仕事を、市の補助を付けて募ることにより、一時的にでも増やすことが出来る。また、西条市に移住してくる人たちにも収入が不安定な時期の収入源として取り組んでもらうことにより、その人たちに安定した収入を与えることが出来る。</p> <p>【提案②】西条市バスツアーの実施</p> <p>高齢者対象のバスツアーを企画することで、普段バスに乗らない人にバスを利用する機会を作ることが出来ると思う。さらにツアーの移動中に宣伝等をすれば、周辺店舗や施設の告知もすることができるので、バスツアーに参加した人が、今度は移動手段としてバスを利用することが増えると思う。そうすることで地域経済の活性化にもつながり、バスツアーは西条市の魅力を伝えることのできるものでもあると思うので、ぜひ取り組むべきだと思う。</p>	<p>また、高齢化の進展や運転免許証の返納が進みつつあることから、自動車等を運転できない高齢者等の移動手段としての公共交通の重要性が増大しております。</p> <p>本市においても、高齢者をはじめ「誰もが安全で快適に移動できる地域社会」を目指すべき将来像と計画に定め、誰もが通院や買物、趣味等のために気軽に公共交通機関を利用し、おでかけができるようなまちづくりを進めていく必要があると考えております。</p> <p>ご意見のあった提案①はドライバー不足、提案②は公共交通機関の利用促進と、本市が地域交通において課題としている事項への対応策となっており、今後の取組の参考とさせていただきたいと考えております。</p> <p>なお、高齢者のおでかけのためのバス・タクシー運賃の無償化については、計画においても「目標6行政負担の抑制」（P73）で定めているとおり、限られた費用の中で高齢者向けの各種助成制度等と移動サービスを一体的に見直し、適正なサービス体系を構築していくこととしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
---	--

	<p>う。</p> <p>以上のことから、私たちは今回の計画を踏まえ、高齢者を対象としたバス・タクシーの利用を提案する。</p> <p>今後将来的には、バス・タクシー運賃が完全無償になればと思う。現在、西条市の中でも山間部では少子高齢化が著しく進んでおり、身近にある商店なども少なくなっていくのではないかと思う。その中で、高齢者が所用で街に出ていくことは必至で、その度に出費をしていますが、段々と生活が成り立たなくなってしまうのではないかと、私たちは危惧している。そこで、運賃を完全無償化すれば、そのようなことが起こる心配はないのでは、と考える。</p>	
17	<p>移住者支援や子育て支援に手厚いことで「住みたい田舎町ランキング1位」に選ばれたこともある西条市であるが、近年では高齢化や交通の不便さなどが問題となっている。その中で、今回私が注目したのは、市内にあるバス停の現状である。バス停の設備を充実させることで、交通の不便さの解消につながるのではないかと考えている。そこで、私の考えを発信したいと考え、応募することを決意した。</p> <p>私が住んでいる西条市では、近年高齢者や免許の返納率が高くなっている。免許返納率が高まっているということは、バスやタクシーなどの公共交通機関がよく利用されているということだと思う。しかし現</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>近年、人口の急激な減少やドライバー不足の深刻化に伴い、地域交通を担う交通事業者のサービス継続が困難となりつつあります。また、高齢化の進展や運転免許証の返納が進みつつあることから、自動車等を運転できない高齢者等の移動手段としての公共交通の重要性が増大しております。</p> <p>本市においても、高齢者をはじめ「誰もが安全で快適に移動できる地域社会」を目指すべき将来像と計画に定め、誰もが通院や買物、趣味等のために気軽に公共交通機関を利用し、おでかけができるようなまちづくりを進めていく必要があると考えております。</p>

在の西条市では高齢者や山間部に住んでいる人など地域の人々にとって便利と言えるような設備がまだしっかり整っていないと思う。西条市の公共交通機関が今よりも整うことで、高齢者の免許返納率が上がり、そのことが事故の削減にもつながると思う。

そこで、私は今よりもより良い西条市にしていくために今後の西条市における公共交通機関についていくつかの提案をしたい。

【提案①】バス停の整備

現在西条市内のバス停では、整備が整っていないバス停が多いと思う。例えばバス停に置かれている椅子が壊れていたり椅子が置かれていなかったり、雨の日に屋根がなくて不便だったり、バス停が目立たなくて分かりにくいなどといったことがあげられる。そのようなことを改善するための案として、中高生や大人などといったその地域の人々を対象としたボランティアを募集することを提案する。地域の中高生や大人で協力して行うことで、その中で新しい交流や出会いや会話が増え、よりよい西条市にしていけると考える。

【提案②】企業、団体からの支援

バスの運営において地域の企業や団体に支援を募ることで、乗客者のバス料金の低価格に繋げることが出来る。バスの中で企業や団体についてのアナウンスを流したり、バス停にチラシを貼ったりすることで、バス会社にとっても、企業や団

なお、今後、本市の西部地域（東予・丹原・小松）において実施予定であるバス路線の廃止等再編や代替交通導入の検討の中で、提案①のバス停の整備や、提案②の整備等に係る費用負担のあり方については、課題としている事項でありますので、今後の取組の参考とさせていただきたいと考えております。

また、よりよいタクシーの運行内容の改善や周知につきましても、利用者等へのアンケート調査や聞き取り調査、チラシ配布等を実施し、運行内容の改善検討や周知に努めたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

体にとっても利益の増加に繋がる。また、バス停を商業施設や病院の前に設置することで、利用者にとっては利便性が上がり、商業施設にとっては、集客数を増やす手段の1つになると考えている。バスを低価格化させることにより、バスの利用者も増加し、地域の活性化にも繋がると思う。

以上のことから、私はよりよい公共交通機関づくりとしてこれらを提案したいと思う。

今後、将来的には今よりももっと交通機関の充実をはかることが大切になっていくと思う。西条市の中でもバス停が家の近くになく外出に困ったり、交通手段がなく買い物に行けなかったりする高齢者が増加していることが問題視されている。そのような問題を解決するための1つの手段として、「よりそいタクシー」という制度がある。この制度は利用したい日時を予約し、その時間帯に予約した複数の人が乗り合って利用するというものである。便利なサービスのように思えるが、運行の曜日が限られていたり、宣伝不足により、「よりそいタクシー」の制度を知らない人も多く、中々利用しにくい現状にある。そのような問題をなくしていくためには、各家庭によりそいタクシーを宣伝するチラシを配布したり、運行曜日を増やしていくことが出来れば、誰もが利用しやすい制度になるのではないかと考える。

(3) 今後のスケジュール

- ・ 3月28日 ・ 西条市地域公共交通活性化協議会において計画案の協議
- ・ 承認後は市ホームページで公表するとともに、国土交通大臣へ送付

（ ・ 令和6年度 西条市地域公共交通計画の改定作業
 （計画期間：令和7年10月1日～令和12年9月30日） ）

2 西条市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

西条市地域公共交通活性化協議会規約を「西条市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約（案）」のとおり改正する。

<改正概要>

○ 規約中の計画名の変更

（変更前）地域公共交通網形成計画 → （変更後）地域公共交通計画

西条市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約（案）

西条市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(所掌事項) 第3条 (略) (1) <u>地域公共交通計画</u> （以下「公共交通計画」という。）の作成及び変更の協議に関する事 (2) <u>公共交通計画</u> の実施に係る連絡調整に関する事 (3) <u>公共交通計画</u> に位置付けられた事業の実施に関する事 (4) (略)	(所掌事項) 第3条 (略) (1) <u>地域公共交通網形成計画</u> （以下「網形成計画」という。）の作成及び変更の協議に関する事 (2) <u>網形成計画</u> の実施に係る連絡調整に関する事 (3) <u>網形成計画</u> に位置付けられた事業の実施に関する事 (4) (略)

附 則

この規約は、令和5年 月 日から施行する。

3 令和5年度事業計画（案）・収支予算（案）について

(1) 令和5年度事業計画（案）

西条市地域公共交通計画に基づき、持続可能な西条市の公共交通体系の構築を図ることを目的に、令和5年度の取り組みとして、以下の事業を実施する。

① 加茂地区デマンド型乗合タクシー運行

山間部の加茂地区と市街地を結ぶ地区住民の通院や買い物等の移動手段として運行を継続する。

- 対象者 加茂地区在住者
- 運行エリア 加茂地区から西条市街地の主要施設を結ぶ区域
- 運行日 毎週火曜日（藤之石・千町、川来須4回/月
荒川1回/2月）

○ 運行ダイヤ

便	(市街地→加茂)	(加茂→市街地)	予約受付締切
	出発時間	出発時間	
1便	7:30	8:30	前日 16:00
2便	14:30	15:30	当日 13:30

② 丹原地域デマンド型乗合タクシー運行

丹原地域における通院や買い物等の生活移動手段として運行を継続する。

- 対象者 丹原地域在住者
- 運行エリア 丹原地域から東予地域の一部施設を結ぶ区間
- 運行日 毎週火・水曜日

※ 楠窪及び千原地区は、火曜日と水曜日を週ごとで交互に運行する。(週1回運行)

○ 運行ダイヤ

周桑病院方面行き		保井野・楠窪・千原方面行き	
終点到着時刻	予約受付締切	起点出発時刻	予約受付締切
8:30	前日 16:00	11:30	当日 10:30
14:30	当日 11:30	16:30	当日 15:30

③ 西条地域デマンド型乗合タクシー運行

西条地域における通院や買い物等の生活移動手段として実証運行を継続する。

- 対 象 者 西条地域（大保木・加茂・市之川地区除く）在住者
- 運 行 エ リ ア 西条地域（大保木・加茂・市之川地区除く）
- 運 行 日 毎週火・金曜日
- 運 行 ダ イ ヤ

便	運行時刻	予約受付締切
1 便	9:00	前日 16:00
2 便	11:00	前日 16:00
3 便	13:00	当日 10:00
4 便	15:00	当日 10:00

④ 山間部交通不便地域移動助成事業

山間部の交通不便地域（バス路線から離れ、交通施策の導入されていない振興山村地域）の高齢者世帯への移動時における助成事業としてタクシー利用券の交付を継続することにより、移動手段の確保を図る。

- 利 用 条 件 以下のすべての条件に該当する世帯を対象とする。
 - ・ 住民登録のある75歳以上の在宅高齢者が同居する世帯
 - ・ 振興山村の指定地域（旧加茂村、旧大保木村、旧千足山村）に居住する世帯
旧桜樹村については、丹原地域よりそいタクシーが運行していることから令和4年度から対象外。
 - ・ 路線バスのバス停から半径400m外又はバス路線から左右400m外に居住する世帯
 - ・ 市税等の滞納がない世帯
- 助 成 額 年間12,000円/世帯（額面1,000円×12枚）

⑤ 地域公共交通確保維持改善事業

市内を運行する路線バス（対象路線：保井野線（令和5年度まで）、西之川線）、西条地域デマンド型乗合タクシー（令和6年度から）に対し、国土交通省が実施する地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用していることから、事業実施に必要な以下の計画認定及び事業評価を実施する。

- 令和6年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定
- 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価

《地域内フィーダー系統補助の概要》

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行費用についての支援制度。

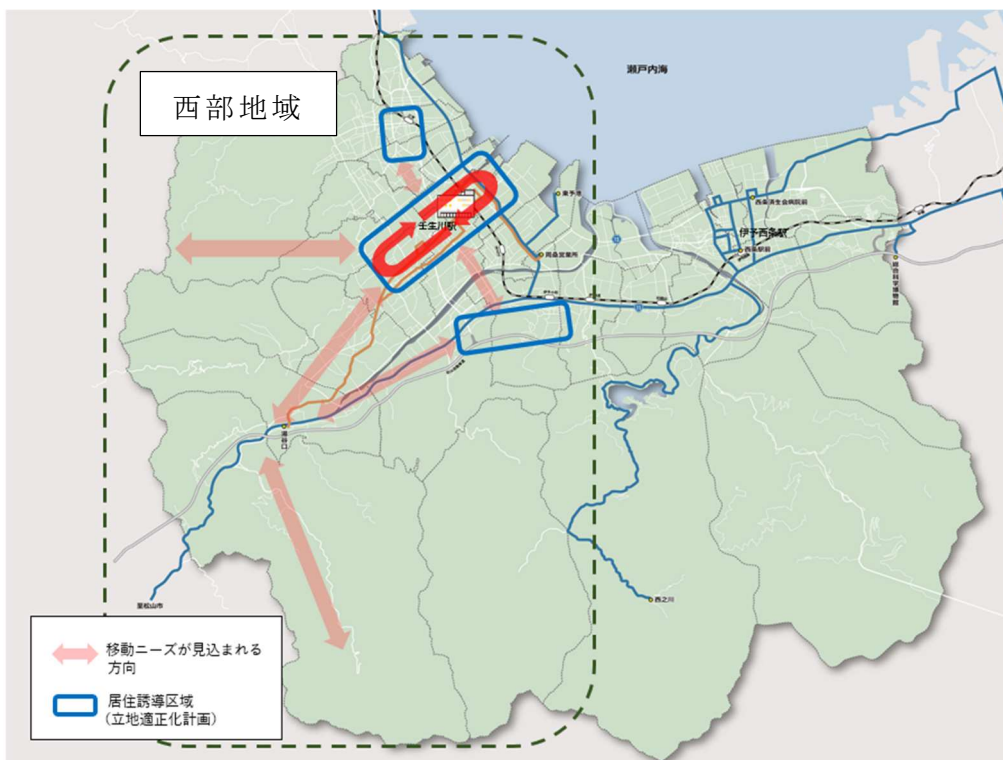
⑥ 西部地域交通体系の再編

第4回西条市地域公共交通活性化協議会において協議を行ったバス路線（せとうち周桑バス[※]）再編方針の実施に伴い、今後、西部地域において拡大する交通空白地域や既存の交通モードが運行する区域において、代替交通の導入や既存の交通モードの運行内容等の見直し再編が必要となる。

西部地域の交通体系の再編については、スピード感を持って専門的かつ実務的な検討が実施できるよう分科会を設置し、西部地域（東予・丹原・小松地域）に居住する市民の移動実態やニーズの把握を行い、バス路線の見直しやデマンド型乗合交通等、地域に適した交通体系の再編について検討を行う。

（バス路線（せとうち周桑バス[※]）再編方針）

- 保井野線 …… 令和5年9月末「路線廃止」
- 三芳線 …… 令和6年9月末「路線廃止」
- 関屋線・湯谷口線 …… 令和7年度「路線廃止」に向けた協議継続
- 壬生川線 …… 利用者の利便性向上及び効率的な運行を目的に、路線のあり方について協議し、市街地循環線等の路線再編を検討・実施



(2) 令和5年度西条市地域公共交通活性化協議会収支予算(案)

【歳入】

(単位:円)

款 項 目	本年度予算(A)	前年度予算(B)	比較(A-B)	備考
1 負担金				
1 負担金				西条市負担金
1 負担金	14,116,000	10,815,000	3,301,000	
2 補助金				
1 補助金				
1 補助金	0	0	0	
3 繰越金				
1 繰越金				
1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入				
1 諸収入				
1 諸収入	0	0	0	
合 計	14,116,000	10,815,000	3,301,000	

【歳出】

(単位:円)

款 項 目	本年度予算(A)	前年度予算(B)	比較(A-B)	備考
1 運営費	1,361,000	990,000	371,000	
1 会議費				報償費、旅費
1 会議費	861,000	867,000	△ 6,000	
2 事務費				需用費、役務費
1 事務費	500,000	123,000	377,000	
2 事業費				※詳細は、下記事業費内訳参照
1 事業費				
1 事業費	12,755,000	9,825,000	2,930,000	
3 予備費				
1 予備費				
1 予備費	0	0	0	
合 計	14,116,000	10,815,000	3,301,000	

※ 事業費内訳

(単位:円)

事業名	本年度予算(A)	前年度予算(B)	差額(A-B)	備考
西条市地域公共交通再編実施支援業務委託料	2,530,000	2,000,000	530,000	
加茂地区デマンド型乗合タクシー運行費	1,581,000	1,691,000	△ 110,000	
丹原地域デマンド型乗合タクシー運行費	1,853,000	1,959,000	△ 106,000	
西条地域デマンド型乗合タクシー運行費	6,743,000	4,115,000	2,628,000	
山間部交通不便地域移動助成事業費	48,000	60,000	△ 12,000	
その他	0		0	
合 計	12,755,000	9,825,000	2,930,000	

西条市地域公共交通活性化協議会規約

平成26年 2月24日
改正 平成26年 4月30日
改正 平成26年 6月 5日
改正 平成26年12月 5日
改正 平成27年 4月28日
改正 令和 3年 5月 6日

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、西条市明屋敷164番地西条市役所内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員を選任及び職務)

第6条 会長は、西条市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 会長は、必要と認める場合は、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、会議に付すべき事項を回議することをもって第1項の会議の開催に代えることができる。

(協議会の承認事項)

第8条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

- (1) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 第3条に規定する事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第9条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第10条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、西条市公共交通担当課内に事務局を置

く。

2 事務局長は、西条市公共交通担当課長をもって充て、事務局員は、同課の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第13条 協議会の運営に要する資金は、西条市の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第14条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。

(決算)

第15条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第6条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年2月24日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年12月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月6日から施行する。

別表（第4条関係）

条 項	委 員
法第6条第2項第1号	西条市
法第6条第2項第2号	瀬戸内運輸株式会社
	せとうち周桑バス株式会社
	一般社団法人愛媛県バス協会
	愛媛県ハイヤー・タクシー協会
	四国旅客鉄道株式会社
	国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所
	愛媛県東予地方局建設部
法第6条第2項第3号	西条警察署
	西条西警察署
	西条市連合自治会
	西条市老人クラブ連合会
	西条市連合婦人会
	社会福祉法人西条市社会福祉協議会
	一般社団法人西条市医師会
	西条商工会議所
	周桑商工会
	瀬戸内運輸労働組合
	一般社団法人西条市観光物産協会
	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
	愛媛県東予地方局地域産業振興部

令和4年度

第5回 西条市地域公共交通活性化協議会 ②

【 協議事項 】

- 1 西条市地域公共交通活性化協議会分科会規程の制定について・・・1
- 2 西部地域交通体系再編検討分科会の設置について・・・・・・・・・・2

【協議事項】

1 西条市地域公共交通活性化協議会分科会規程の制定について

西条市地域公共交通活性化協議会規約第10条の規定に基づく分科会の設置に向け、分科会の組織及び運営に関し必要な事項を定めた規程を新たに制定する。

西条市地域公共交通活性化協議会分科会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、西条市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）

第10条の規定に基づき、西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 分科会は、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

（組織）

第3条 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、協議会の会長が指名する。ただし、協議会の会長が認める場合は、所属する組織・団体の協議会委員以外の者を委員にすることを妨げない。

（分科会長）

第4条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、委員の互選により定める。

（会議）

第5条 分科会の会議は、分科会長が議長となる。

2 分科会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

（関係者の出席等）

第6条 分科会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（協議結果の取扱い）

第7条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。

（庶務）

第8条 分科会の会議の庶務は、協議会事務局が行う。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

2 「西部地域交通体系再編検討分科会」の設置について

(1) 西部地域交通体系再編検討分科会の設置

西条市地域公共交通活性化協議会規約第10条の規定に基づき、「西部地域交通体系再編検討分科会」を設置する。

①分科会の設置目的

市民の移動ニーズの実現に向け、西部地域に適した交通体系の再編を検討。

②分科会の検討内容

西部地域における移動実態や移動ニーズ等のアンケート調査及びヒアリング調査の結果、またバスの乗降実績等を基に、西部地域に適した交通体系や交通モードの検討を行う。

また、検討に際しては、西条市立地適正化計画を踏まえ、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を図る。

●バス路線（壬生川線）の再編

- ・循環線化やシャトルバス導入の適否について検討。
- ・移動ニーズに応じた運行ルートやバス停位置について検討を行う。
併せて待合所、駐輪場等のハード整備、GTFS※の整備活用についても検討を行う。

●デマンド型乗合交通の導入

- ・バス路線（壬生川線）の再編を踏まえ、デマンド型乗合交通導入の要否について検討。
- ・要の場合、区域、運行内容について検討を行う。
- ・デジタル技術を活用した利便性向上や運行の効率化について検討を行う。

※GTFSとは・・・

標準的なバス情報（時刻表や運行経路・停留所位置等）の形式バス情報が経路検索アプリやサイトに掲載され、利用者の利便性が向上

(2) 分科会委員（案）

西条市地域公共交通活性化協議会分科会規程第3条の規定により、協議会の会長が委員7名及びアドバイザー1名を指名する。

西部地域交通体系再編検討分科会委員（案）

	役員	機関・団体	役職名	氏名
委員		西条市	市民生活部長	曾我部 道昌
		瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝
		せとうち周桑バス株式会社	取締役営業部長	鈴木 英樹
		愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	一色 利彦
		愛媛県東予地方局 地域産業振興部	地域政策課長	梶村 典久
	アドバイザー	香川高等専門学校建設環境工学科	教授	宮崎 耕輔
以下 規程第6条 により 必要に応じて 出席		西条市	くらし支援課	(地域交通)
			長寿介護課	(高齢者)
			社会福祉課	(障がい者)
			建設道路課	(道路管理)
			都市整備課	(まちづくり)
			子育て支援課	(子供)
			観光振興課	(観光)
			学校教育課	(学生)

(3) 分科会における検討スケジュール

検討期間は、令和5年12月末までとし、年間3～5回程度開催予定。

協議内容については、分科会開催後に協議会委員へ書面で報告。

令和6年1月開催予定の協議会において最終報告予定。

- ・第1回 令和5年3月28日 開催
- ・第2回 令和5年6月下旬 開催予定